

2 第4期計画の基本的な考え方について

○基本理念



市民一人ひとりがつくる 多様な生き方を尊重し
安心して暮らせる共生のまち 安曇野



「市民一人ひとり」が主役となり、主体的に地域福祉に取り組むとともに、市民相互に「多様な生き方を尊重し」合う地域づくりを目指します。

また、行政だけでなく関係機関が連携して社会の変化や災害等による不安に備えるとともに、様々な生活課題の解決に自分ごととして関わり、「安心して暮らせる共生のまち」を目指します。

○愛称

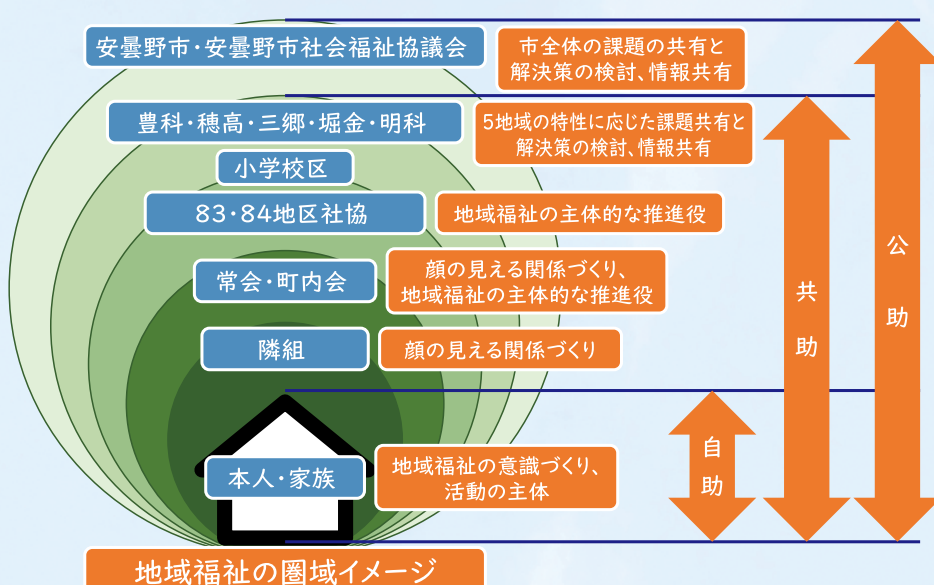


～福祉 83 プラン～（ふくしはちさんプラン）



第3期計画から愛称を「福祉 83 プラン」と定めて、住民一人ひとりが親しみをもって、地域福祉の推進を目指していただけるよう取り組んできました。引き続き83の区単位を地域福祉の基本とし、支援していくことをあらためて意識するため、第3期計画の愛称を継続して使用します。

○地域福祉の圏域



4 計画の推進に向けて

市 民

一人ひとりが地域福祉の担い手として、多様化・複雑化する地域課題の解決に主体的に参画することが求められています。そのために、学びの場への参加を通じ、地域福祉の理解を深めます。



区など地縁組織

区には地区公民館、地区社協、子ども会育成会などの地縁組織、防災・減災など地域の安全な暮らしを守る自主防災組織などがあり、また福祉の担い手である民生・児童委員、健康づくり推進員などがいます。区など地縁組織は、区長をはじめ各地縁組織の役員を中心に、区民一人ひとりが主体となり、日常的な支え合い、助け合う地域づくりを進めます。

推進体制

地域福祉の推進のためには、個人だけでなく団体も含め、地域に関わる様々な主体が、自分ごととして関わり、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

市民をはじめ、区など地縁組織、支部・地区社協、福祉団体・事業者、社協、行政などには、それぞれの役割が期待されています。

安曇野市 (行政)

地域福祉の推進及び地域共生社会の実現のため、計画の理念や考え方を市民に周知します。また、各種福祉制度に基づく福祉施策の推進を行います。計画の推進や進捗にあたっては、地域福祉計画推進・策定委員会の事務局を社協とともに担います。

支部・地区社協

地縁組織でもある地区社協は区の単位において、支部社協は5地域（旧町村単位）の福祉活動を主体的に推進する住民による組織です。地区社協は、各区等単位において、地域の支え合いの仕組みづくりや地域福祉活動の中心的な実行を担い、支部社協は、これらの地区社協や福祉団体を5地域単位で取りまとめて地域に共通する課題の解決に向けて取り組みます。

社会福祉協議会 (社協)

市全体の福祉活動の推進に努めるとともに、支部・地区社協単位の地域福祉活動の実施状況を確認し、取組を支援します。また、地域での福祉活動の取組に共通する課題の把握と解決に努め、一層の地域福祉を推進します。



第4期安曇野市地域福祉計画・地域福祉活動計画



安曇野市福祉部福祉課

〒399-8281 安曇野市豊科6000 TEL:0263-71-2253 FAX:0263-71-2328

安曇野市社会福祉協議会

〒399-8205 安曇野市豊科4160-1 TEL:0263-72-1871 FAX:0263-72-9130

市民一人ひとりがつくる
多様な生き方を尊重し
安心して暮らせる共生のまち
安曇野

福祉 83 プラン（ふくしはちさんプラン）

第4期 安曇野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）
【令和6(2024)年度～令和10(2028)年度】



令和6(2024)年3月
安曇野市・安曇野市社会福祉協議会



1 はじめに

地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように、地域の課題を世代や分野を超えた支え合いを強化することで解決し、生活を豊かにする取り組みです。

計画策定にあたって

安曇野市における地域福祉の指針として、市が策定する「地域福祉計画」と、安曇野市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定することにより、地域福祉を推進していきます。

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として策定します。

また、本計画は、上位計画である第2次安曇野市総合計画との整合性を図りつつ、地域における高齢者、障がい者、児童、健康推進などの保健福祉に関連する本市の分野別計画と整合・連携を図りながら、それらにまたがる基本的な事項を分野横断的に定める計画として策定します。

さらに、本計画は、これまで高齢者及び障がい者の各分野別計画で策定されていた「成年後見制度利用促進基本計画」および、地域福祉分野との関連がある「地方再犯防止推進計画」と一体的に策定します。

包括的な支援体制づくり

社会環境の変化により、これまでの制度や各分野における相談・支援体制だけでは解決を図れない課題が表面化してきました。

新たな課題や多分野に関わる課題に対応するため、高齢者、障がい者、子育て、生活困窮などの各分野での対応だけでなく、これらの制度や組織の枠を超えた対応により、地域の課題を包括的に解決する仕組みづくりを進めます。

3 施策体系図

基本理念を実現するため、基本目標を設定しました。
また、基本目標の実現に向けて、特に重点的に取り組む重点事業を定めました。

